

平成26年 3月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成26年 3月20日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

1. 場 所 六戸町役場 2階小会議室
2. 開会日時 平成26年3月20日(木)午後3時00分
3. 閉会日時 平成26年3月20日(木)午後4時55分
4. 出席委員(14名)

1番 古里 厚子 委員	2番 小野寺 邦男 委員
3番 渡辺 耕一 委員	5番 小泉 兼雄 委員
6番 三浦 英雄 委員	7番 山本 英雄 委員
8番 木村 喜和 委員	9番 久田 伸一 委員
10番 四木 俊一 委員	11番 新山 秀男 委員
12番 岡田 寛視 委員	13番 小林 勲 委員
14番 高舘 孝 委員	15番 金淵 盛一 委員
5. 欠席委員(0名)
6. 会議に付した案件
町議案
報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第30号 競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第31号 農地の転用事実に関する照会について
議案第28号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について
議案第24号 特定農地貸付け承認について
7. 会議録署名委員
14番 高舘 孝 委員 2番 小野寺 邦男 委員
8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局 長 山本 晃広 事務局 次長 佐藤 一也
事務局 主事 円子 和史
9. 書 記
事務局 主事 円子 和史

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成26年3月6日告示招集いたしました平成26年3月六戸町農業委員会定例総会を開催します。

六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので総会が成立することを報告します。
それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告を行います。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しく願います。

会長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。
只今より、平成26年3月6日告示招集されました平成26年3月六戸町農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は、ありません。

議長 これより本日の会議を開きます。次に、議事録署名委員の指名を行います。お諮りします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
14番高館孝委員 2番小野寺邦男委員を指名します。
参与、書記の指名については、参与には事務局長以下職員、書記には事務局主事を指名します。

議長 次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第30号において6番三浦英雄委員と11番新山秀男委員と私が該当しますので議案審議の前に退席することになります。なお、議案第30号については古里職務代理が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第29号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第29号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
議案3ページになります。今回は1件で、すべて相続による取得です。あっせん等の希望はありません。取得した土地の表記は別紙のとおりになります。以上が報告第24号

の説明になります。

議長 説明が終わりました。報告についてご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第29号を報告済みといたします。

議長 次に、報告第30号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第30号「競(公)売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」ご説明いたします。

最高価買受申出人となった競(公)売買受適格者からの農地法第3条第1項の規程に基づく許可申請書について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する。

議案5頁 経営規模拡大のため取得するものです。

以上が報告第30号の説明となります。

議長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、以上で報告第30号を報告済みといたします。

議長 次に、報告第31号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第31号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。

議案7頁 9番登記地目は畑、現況地目は宅地、農振農用地外、10番登記地目は畑、現況地目は宅地農振農用地外、11番登記地目は畑、現況地目は山林、農振農用地外、12番登記地目は田、現況地目は山林、農振農用地外と回答したのになります。

以上で報告第31号の説明となります。

議長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、以上で報告第31号を報告済みといたします。

議長 つづいて、議案第30号を上程する前に、6番三浦英雄委員と11番新山秀男委員と私は、会議規則第11条に抵触しますので、退席し職務代理が議長を務めます。

職務代理 議案第30号については、私が議長を務めますのでよろしく申し上げます。
議案第30号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」
ご説明いたします。
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、
審議を求めるものであります。
議案9頁から60頁になります。
説明省略
以上、農地法第3条第2項の判断につきましては各号には該当しないため、許可要件の
すべてを満たしていると考えます。以上で議案第30号の説明となります。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。
それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委員より
報告をお願いします。

2番 1班・現地調査は、私他3名で農地法第3条に係る案件102筆について行いました。
小野寺委員 その中で、問題となるような土地は御座いませんでした。
以上報告致します。

10番 2班・現地調査は、私他4名で農地法第3条に係る案件87筆について行いました。そ
四木委員 の中で 問題となるような土地は御座いませんでした。
以上報告致します。

3番 3班・現地調査は、私他3名で農地法第3条に係る案件120筆について行いました。
渡辺委員 その中で、問題となるような土地は御座いませんでした。
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第30号を採決いたします。
お諮りいたします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。議案第30号の
審議が終了しましたので、三浦委員・新山委員・金淵会長の入室を求めます。
議案第31号の審議から金淵会長へ議長を交代します。

議 長 つづいて、議案第31号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第31号「特定農地貸付け承認について」六戸町長から、特定農地貸付けに関する
農地法等の特例に関する法律第3条第1（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関
する法律施行令第4条第1項）の規程に基づき、特例農地貸付けについて申請があった
ので、これを行うことの承認を求める。

議案62頁 楽農キャンパスとして使用するものであります。
以上で説明となります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第31号を採決いたします。
お諮りいたします、本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第31号は原案のとおり要請することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので、平成26年3月六戸町農業委員会総会を閉会致します。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時55分 】